

# 第5期 大館市介護保険事業計画 を策定しました

問 長寿支援課  
☎ 43-7055

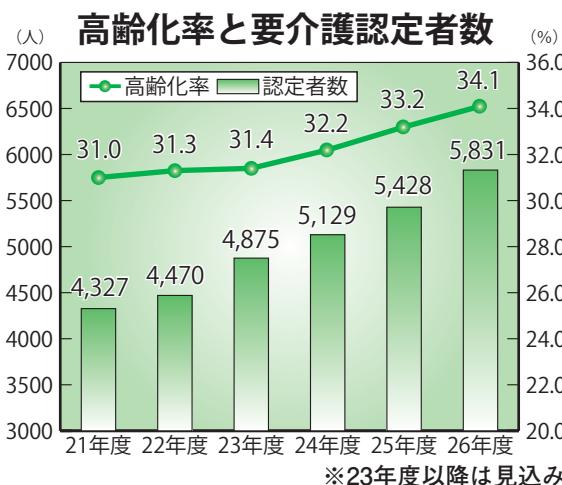
介護保険事業計画は、高齢化社会を支える介護保険事業を円滑に運営するため、3年ごと(第5期は平成24年度から26年度まで)に策定しているもので、介護サービスの利用量や費用を見込み、負担していくだけ保険料などを定めています。市では、高齢化が国全体のベースを大きく上回り、介護保険サービスに対する需要がますます増えていくと見込まれるので、より充実したサービス提供の取り組みを進めます。

## 計画の basic 理念と基本目標

第1期介護保険事業計画から継承してきた基本理念「誰もが、老いても、健康で安心して暮らせる地域社会づくり」をもとに、次の4つの基本目標を設け、計画を推進していきます。

- ①介護サービスの充実
- ②介護予防の推進
- ③地域包括ケア体制づくりの推進
- ④認知症高齢者対策の推進

**高齢者人口**  
第4期計画開始時の平成21年9月末の人口は8万1162人、65歳以上の人口は2万5141人で、高齢化率(人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合)は31%でしたが、少子高齢化の進行により、26年には、人口が7万6846人と減少する一方、高齢者は2万6206人に増加する見込みです。



人口が減少する中、高齢者数は増加し、26年度の高齢化率は34・1%まで上昇すると見込まれます。  
介護や支援を必要とする要介護認定者数も年々増え続け、26年度には5831人になると見込まれます。

## 保険給付費の推移

要介護認定者の増加と介護サービス事業所の充実に伴い、介護サービスを利用する高齢者が増加するため、介護サービス保険給付費(介護サービスを実施するための費用)は増え続けていくと見込まれます。

## 介護サービス保険給付費



## 所得段階別介護保険料

段階	対象者	基準割合	保険料(年額)	引き上げ額
第1段階	生活保護を受けているかた、老齢福祉年金を受給していて世帯全体が市民税非課税のかた	基準額×0.4	25,152円	4,164円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下のかた	基準額×0.53	33,324円	5,520円
第3段階	I(新設)世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下のかた	基準額×0.62	38,976円	3,828円
	II世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超えるかた	基準額×0.67	42,120円	6,972円
第4段階	I本人は市民税非課税かつ合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下で、世帯内に市民税課税者がいるかた	基準額×0.94	59,100円	9,780円
	II本人は市民税非課税かつ合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え、世帯内に市民税課税者がいるかた	基準額(月額5,239円)	62,868円	10,404円
第5段階	市民税が課税されていて、合計所得金額が125万円未満のかた	基準額×1.28	80,472円	13,320円
第6段階	市民税を課税されていて、合計所得金額が125万円以上190万円未満のかた	基準額×1.35	84,876円	14,052円
第7段階	市民税を課税されていて、合計所得金額が190万円以上のかた	基準額×1.6	100,584円	16,644円